

介護保険サービス料金

PRICE

2022 年 7 月 7 日現在の情報です。介護報酬改定により変動する場合がございます。

■ 訪問看護料金

項目		費用 (10 割)	1 割	2 割	3 割
20 分未満	要介護の場合	¥3,458	¥345	¥691	¥1,035
	要支援の場合	¥3,337	¥333	¥667	¥1,001
30 分未満	要介護の場合	¥5,193	¥519	¥1,038	¥1,557
	要支援の場合	¥4,972	¥497	¥994	¥1,491
30 分以上 60 分未満	要介護の場合	¥9,072	¥907	¥1,814	¥2,721
	要支援の場合	¥8,751	¥875	¥1,750	¥2,625
60 分以上 90 分未満	要介護の場合	¥12,431	¥1,243	¥2,486	¥3,729
	要支援の場合	¥12,011	¥1,201	¥2,402	¥3,603

■ リハビリ料金

項目		費用 (10 割)	1 割	2 割	3 割
20 分 (1 日 2 回を超えての 実施の場合は 90/100)	要介護の場合	¥3,237	¥323	¥647	¥971
	要支援の場合	¥3,127	¥312	¥625	¥938

■ その他加算費用

1 割または所得によって 2 割、3 割の負担となります。

■ 緊急時訪問看護加算

¥6,342 / 月 (10 割)

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡
対応体制にあり、必要に応じて緊急訪問
を行うことができる 【別途契約】

■ 特別管理加算 (Ⅰ)

¥5,525 / 月 (10 割)

在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切
開患者指導管理を受けている状態又は気
管カニューレ、留置カテーテルを使用し
ている状態

■ 特別管理加算 (Ⅱ)

¥2,762 / 月 (10 割)

在宅酸素療法指導管理等を受けている状
態 (厚生労働大臣の定める状態)
人工肛門、人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡の状態

■ ターミナルケア加算

¥22,100 (10 割)

死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上
ターミナルケアを行った場合 (ターミナ
ルケアを行った後、24 時間以内に在宅以
外で死亡した場合を含む)

■ 退院時共同指導加算

¥6,630 (10 割)

病院、診療所、介護老人保健施設に入院中、
入所中の患者に対して、主治医等と連携
して在宅生活における必要な指導を行い、
その内容を文書により提供した場合。
退院、退所後の初回の訪問看護の際に、1
回 (特別な管理を要する者である場合は 2
回) に限り算定できる

■ 複数名訪問看護加算

30 分未満 ¥2,806(10 割)
30 分以上 ¥4,442(10 割)

厚生労働大臣が定める基準を満たす場合
であって、同時に 2 人の看護師が 1 人の
利用者に対して、利用者・家族の同意を
得て訪問看護を行った場合

■ 早朝・夜間加算

看護料金の 25%

早朝：午前 6 時～午前 8 時 深夜：午後 6
時～午後 10 時

■ 深夜加算

看護料金の 50%

午後 10 時～午前 6 時

■ 初回加算

¥3,315 / 月 (10 割)

新規に訪問看護計画書を作成利用者に対
して、訪問看護を提供した場合

■ 長時間訪問看護加算

¥3,315(10 割)

特別な管理を必要とする利用者に
対して、1 時間以上 1 時間 30 分
未満の訪問看護を行った後に、引
き続き訪問看護を行い、所要時間
の通算が 1 時間 30 分以上となる

■ サービス提供体制強化加算Ⅰ ¥6/ 回

■ サービス提供体制強化加算Ⅱ ¥3/ 回

下記の基準をいずれも適合する場合

- ・ 従業者の個別の研修計画の作成、研修の実施等
- ・ 利用者の情報、サーボス提供の留意事項の伝達、
サービスを提供する従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催
- ・ 従業者の定期歴な健康診断等の実施
- ・ 区分に応じた以下の資格・金属年数要件を満たすこと

■サービス提供体制強化加算Ⅰの資格・勤続年数要件
看護師等のうち禁則年数 7 年以上の者が 30%以上

■サービス提供体制強化加算Ⅱ
看護師等のうち勤続年数 3 年以上の物が 30%以上